

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領（案）に対する意見募集の結果について

令和3年2月10日
原子力規制委員会

1. 概要

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領（案）について、意見募集を実施しました。

期 間：令和2年12月17日から令和3年1月15日まで（30日間）

対 象：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置に関する立入検査等及び保障措置検査の実施要領（案）

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見募集の結果

御意見数：1件（御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づくもので、別紙の御意見の合計数とは一致しない。）

御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

御意見に対する考え方

別紙

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく保障措置検査の実施要領の全部改正（案）に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	1.（4）の2行目「工場又は事業所」と、2.（2）アの3行目「工場等」とは、どちらが正しいのか？	「工場等」が正しいので、1.（4）の2行目「工場又は事業所」を「工場等」に修正します。
2	3.（1）のアの冒頭「原子力規制委員会の職員」と、6.（1）アの2行目「査察官」とは、どちらが正しいのか？	御指摘を踏まえ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律における文言と並びを取り、「原子力規制委員会の指定を受けた職員」で統一し、「（以下「査察官」とする。）」及び「査察官」は削除します。
3	3.（2）アの2行目「保障措置検査員等」の「等」は誰を指しているのか？	指定保障措置検査等実施機関の職員のうち、保障措置検査員の資格を有さない職員を指します。なお、保障措置検査員の資格を有さない職員については、実地訓練を行うために、原子力規制委員会の指定を受けた職員又は保障措置検査員に同行する場合などが想定されるため「等」としています。
4	6.（1）アの2行目「氏名等」の「等」は何を指しているのか？	必要に応じて通知する場合がある検査内容を指しています。
5	8.の最終行の「確認」： 8.の6行目の「措置」についての確認が漏れているのではないのか？	御指摘を踏まえ、8.の4パラ目の「文書で改善を求めた場合」は「文書で改善を求めた場合若しくはその他必要な措置を講じた場合」に修正します。